改定	現行	摘  要
現場技術業務共通仕様書	現場技術業務共通仕様書	
平成18年 4月 改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定	平成18年 4月 改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定	
山梨県土整備部	山梨県上整備部	

改定	現行	摘	要
第1008条 提出書類	第1008条 提出書類		
3. 受注者は、契約時又は変更時において、素託料が500万円以上の業務について、 業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績 情報として作成した「登録のための確認のお願い」をデクリスから監督員にメール選 情し、監督自の確認を受けた上で。 ・受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、予算時は に、登録内容の変更時は変更があった目から、15日(休日等を除く)以内に、完了時 は業務実一後、15日(休日等を除く)以内に、第正時は適宜。 なければならない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に配号に、ニール送信 とれる。なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、 変更時の登録申請を省略できるものとする。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても 同様に、テクリスから発注者にメール送信し。 速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録 申請しなければならない。	3. 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が 500 万円以上の業務について、業務実績情報システム(アクリス)に基づき、受注時、変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を背吸し、受注時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、差別時は実務完了後、15日(休日等を除く)以内に、差面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録を、テクリスより「発験内容報記書」をグウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。 また、登録機関に登録を、テクリスより「登録内容報記書」をグウンロードし、体記を除く)に満たない場合は、変更時の整理を著し来できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、進やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録の計し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をグウンロードし、発注者に提出しなければならない。		